

(2) 農地整備（ほ場整備）関連

事業名 集積要件	経営体育成型		
	一般型	面的集積型	集約型
農業競争力強化基盤整備事業	○ (継続地区のみ)	○ (継続地区のみ)	○
農山漁村地域整備交付金	○ (継続地区のみ)	○ (継続地区のみ)	-
東日本大震災復興交付金	○ (継続地区のみ)	○ (継続地区のみ)	
農村地域復興再生基盤総合整備事業	○ (継続地区のみ)	○ (継続地区のみ)	○ (継続地区のみ)

ほ場整備事業関係については上記のとおり農地整備事業（経営体育成型）を実施しています。

農地整備事業(経営体育成型) (旧経営体育成基盤整備事業(一般型))

継続地区(H25年度までの採択)のみ適用 ……一般型

農地整備事業(経営体育成型) (旧経営体育成基盤整備事業(面的集積型))

継続地区(H25年度までの採択)のみ適用 ……面的集積型

農地整備事業(経営体育成型) H26年度以降採択・新規地区適用 ……集約型

農地整備事業（経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業（一般型）） ※継続地区（H25年度までの採択）のみ適用	事業主体 県	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班
		② 農村整備課 ほ場整備班

目的及び事業内容

※農地整備事業（経営体育成型）のページを参照

実施事業

平成25年度までの採択地区に適用。事業としては農業競争力強化農地整備事業，農山漁村地域整備交付金，東日本大震災復興交付金，農村地域復興再生基盤総合整備事業で実施。

採択要件

- 1 受益面積が20ha以上であること。
- 2 事業完了時において，次のいずれかを満たすこと。
 - ア 認定農業者数の全農家戸数に占める割合が，当該地区に係る市町村，農業協同組合，農業委員会等の関係団体が協議して定める担い手の育成確保に係る目標以上となること。
 - イ 認定農業者数が30%以上増加すること。

- 3 生産基盤整備事業等の完了時において，当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実と見込まれること。

担い手農地利用集積率	
事業開始時	事業完了時
20%未満の場合	30%以上
20%以上50%未満の場合	10%ポイント以上増加
50%以上55%未満の場合	60%以上
55%以上90%未満の場合	5%ポイント以上増加
90%以上95%未満の場合	95%以上
95%以上の場合	向上すること

負担割合

1 農地整備事業

（農業競争力強化農地整備事業，農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業における農地整備事業の場合）

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	農地整備事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間等地域適用
	（経営体育成型）		30		10	H22まで新規地区適用
	（旧経営体育成基盤整備事業 （一般型））		32.5		7.5	H17まで新規地区及びH19ま 新規の2期地区に適用
			35		5	H12まで新規地区適用

(東日本大震災復興交付金における農地整備事業事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業 (経営体育成型) (旧経営体育成基盤整備事業 (一般型))	継続地区より移行した地区				
		75	16.5	6.0	2.5	H25以降一般地域
			16.1842	6.3158	2.5	H23・H24一般地域
		77.5	15.95	4.3	2.25	H25以降中山間地域
			15.6823	4.5677	2.25	H23・H24中山間地域
		H24以降新規地区				
		75	17	8	一般地域	
		77.5	14.5	8	中山間地域	

2 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。

(農業競争力強化農地備事業、農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50	50	—	
		(55)	(45)		
	イ 調査・調整事業	50	30	20	H22年度以前の採択地区
		(55)	(27)	(18)	
		50	25	25	H23年度以降の採択地区
		(55)	(22.5)	(22.5)	
		50	27.5	22.5	H23年度以降の採択地区 農村地域復興再生基盤総 整備事業の場合
		(55)	(27.5)	(17.5)	
	(2)農業経営高度化促進事業				
	高度経営体集積促進事業	50	35	15	H12年度以前の採択地区
		(55)	(31.5)	(13.5)	
		[35]	[35]	—	
<38.5>		<31.5>	—		
50		50	—	H13～15年度の採択地区	
(55)		(45)	—	助成割合は2.5%まで	
50		20	30	助成割合2.5～5%まで	
(55)		(18)	(27)		
[20]	[20]	—			
<22>	<18>	—			
50	35	15	H16～17年度の採択地区		
(55)	(31.5)	(13.5)			
[35]	[35]	—			
<38.5>	<31.5>	—			

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(2)農業経営高度化促進事業 ----- 高度経営体集積促進事業	50 (55) [30] <33>	30 (27) [30] <27>	20 (18) - -	H18~22年度の採択地区
		50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区
	(3)耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

- ・ (1)の化については、市町村、改良区、JA等が事業実施主体
- ・ (2)及び(3)については、市町村、改良区が事業実施主体
- ・ () は中山間等地域に適用
- ・ [] は市町村の負担が無い場合に適用
- ・ < > は市町村の負担が無い場合の中山間等地域に適用

※農村地域復興再生基盤総合整備事業は、県・市町村負担分について、ガイドライン分の95%まで震災復興特別交付税が措置される。

(東日本大震災復興交付金における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業 ----- ア 指導事業	75 (77.5)	25 (22.5)	-	
	イ 調査・調整事業	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(2)農業経営高度化促進事業 ----- 高度経営体集積促進事業	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	75 (77.5)	未定	未定	

- ・ (1)のイと(2)及び(3)については、市町村が事業実施主体
- ・ () は中山間等地域に適用

農地整備事業（経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型）） ※継続地区（H25年度までの採択）のみ適用	事業主体 県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 ほ場整備班

目的及び事業内容

※農地整備事業（経営体育成型）のページを参照

実施事業

平成25年度までの採択地区に適用。事業としては農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金、東日本大震災復興交付金、農村地域復興再生基盤総合整備事業で実施。

採択要件

1 受益面積が20ha以上であること。

2 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集積団地要件を満たす農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実に見込まれること。

担い手農地面的集積率	
事業開始時	事業完了時
13%未満の場合	20%以上
13%以上35%未満の場合	7%ポイント以上増加
35%以上38.5%未満の場合	42%以上
38.5%以上63%未満の場合	3.5%ポイント以上増加
63%以上66.5%未満の場合	66.5%以上
66.5%以上の場合	向上すること

負担割合

1 農地整備事業

（農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業における農地整備事業の場合）

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	農地整備事業 （経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業 （面的集積型））	50 (55)	27.5 30 32.5 35	10	12.5 (7.5) 10 7.5 5	()は中山間地域に適用 H18～H22新規地区適用 H17まで新規地区適用 ～H12まで新規地区適用

（東日本大震災復興交付金における農地整備事業事業の場合）

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	農地整備事業 （経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業 （面的集積型））	継続地区より移行した地区				
		75	16.5 16.1842	6.0 6.3158	2.5 2.5	H25以降一般地域 H23・H24一般地域
		77.5	15.95 15.6823	4.3 4.5677	2.25 2.25	H25以降中山間地域 H23・H24中山間地域
		H23以降新規地区				
		75	17		8	一般地域
		77.5	14.5		8	中山間地域

2 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。
 (農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2)農業経営高度化促進事業				
	高度経営体面的集積促進事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

(1)のイについては、市町村、改良区、JA等が事業実施主体

(2)及び(3)については、市町村、改良区が事業実施主体

※農村地域復興再生基盤総合整備事業は、県・市町村負担分について、ガイドライン分まで震災復興特別交付税が措置される。

()は中山間地域に適用

(東日本大震災復興交付金における農地整備事業事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	75 (77.5)	25 (22.5)	—	
	イ 調査・調整事業	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(2)農業経営高度化促進事業				
	高度経営体面的集積促進事業	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	75 (77.5)	未定	未定	

(1)のイと(2)及び(3)については、市町村が事業実施主体

()は中山間地域に適用

農地整備事業（経営体育成型） ※新規地区・H26年度以降適用	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班
		(実) 農村整備課 ほ場整備班

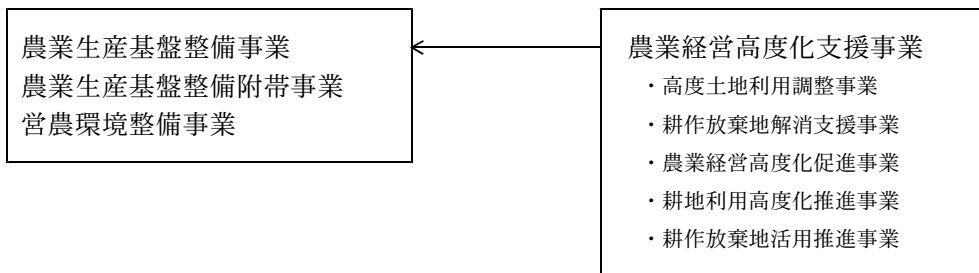
目 的

食糧自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

このため、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化を推進することとする。

(ハード事業)

(ソフト事業)



事業の内容

- 1 下記の（１）の④又は⑤に掲げるものを実施するもの。
- 2 下記の（１）に掲げるもののうち２以上を総合的に実施するもの。
- 3 上記１または２の事業と下記の（２）から（５）までに掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。

（１）農業生産基盤整備事業

- ①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業
④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業 ⑥除礫 ⑦農用地造成 ⑧農地保全

（２）農業生産基盤整備附帯事業

（３）営農環境整備事業

（４）農業経営高度化支援事業

①高度土地利用調整事業

ア 指導事業

土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動

イ 調査・調整事業

関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動

②耕作放棄地解消支援事業

ア 指導事業

イ 調査・調整事業

③農業経営高度化促進事業

ア 中心経営体農地集積促進事業（H26年度以降の採択地区）

中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援

④耕地利用高度化推進事業

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

⑤耕作放棄地活用推進事業

（５）特認事業

採択要件

(農業競争力強化農地整備事業の採択要件)

- 1 受益面積が20ha以上であること。
- 2 次のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 農地集積促進区分により農業競争力強化基盤整備計画を作成して事業を実施する場合にあっては生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実に見込まれるものであること。

担い手農地利用集積率	
事業開始時	事業完了時
40%未満の場合	50%以上
40%以上50%未満の場合	10%ポイント以上増加
50%以上55%未満の場合	60%以上
55%以上90%未満の場合	5%ポイント以上増加
90%以上95%未満の場合	95%以上
95%以上の場合	向上すること

イ 農地集積促進区分により農業競争力強化基盤整備計画を作成して事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積のうち、集約化要件を満たす農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実に見込まれるものであること。

担い手農地集約化率	
事業開始時	事業完了時
23%未満の場合	30%以上
23%以上35%未満の場合	7%ポイント以上増加
35%以上38.5%未満の場合	42%以上
38.5%以上63%未満の場合	3.5%ポイント以上増加
63%以上66.5%未満の場合	66.5%以上
66.5%以上の場合	向上すること

ウ 事業完了時点において以下のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること。

農地所有適格法人			農地集積
事業開始時	事業完了時		事業完了時
なし	設立	経営所得安定対策の加入者	経営等農地面積の割合が受益面積の50%以上
あり	—	特定農業法人かつ経営所得安定対策の加入者	

- 3 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画の目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が55%以上となること。

※中心経営体とは

人・農地プランに位置づけられる「地域の中心となる経営体」

負担割合

1 農業生産基盤整備事業，農業生産基盤整備附帯事業，営農環境整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農業生産基盤整備事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間地域に適用
	農業生産基盤整備附帯事業 営農環境整備事業	50 (55)	未定	未定	未定	()は中山間地域に適用

2 農業経営高度化支援事業

※農業経営高度化支援事業補助金交付要綱に基づき，平成19年度から事業実施するものとする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2)農業経営高度化促進事業				
	中心経営体農地集積促進事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
		50 (55)	27.5	22.5 (17.5)	農村地域復興再生基盤総 整備事業の場合
	(3)耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

(1)のイについては，市町村，改良区が事業実施主体

(2)及び(3)については，市町村が事業実施主体

※農村地域復興再生基盤総合整備事業は，県・市町村負担分について，農業生産基盤整備事業のガイドラインの95%分まで震災復興特別交付税が措置される。

()は中山間地域に適用

農地中間管理機構関連 農地整備事業	事業主体	県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
				② 農村整備課 ほ場整備班

目 的

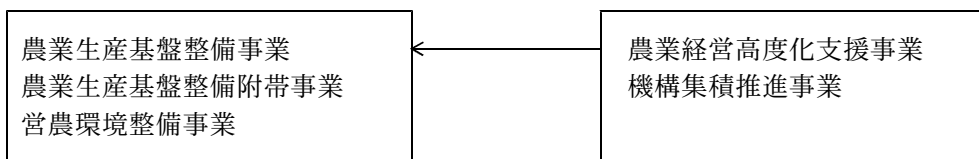
農地中間管理機構への農地の貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれがある。

一方、機構に農地を貸し付けた所有者は、基盤整備のための費用を負担する用意がなく、基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性がある。

そのため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地集積・集約化を加速化し、豊かで競争力ある農業の実現を目指すもの。

(ハード事業)

(ソフト事業)



事業の内容

- 1 畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。
- 2 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則として30アール以上であるものの面積がおおむね2/3以上であること。

(1) 農業生産基盤整備事業

- ① 区画整理事業
- ② 農用地造成

(2) 農業生産基盤整備附帯事業

(3) 営農環境整備事業

(4) 農業経営高度化支援事業

① 指導事業

収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために都道府県等が行う普及・指導活動

② 調査・調整事業

収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行う耕地利用や水利用に係る関係農家の意向調査活動、作物別の単収・単価等の調査、関係機関との調整等調査・調整活動等
・中心経営体農地集積促進事業（H26年度以降の採択地区）

③ 耕地利用高度化推進事業

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(5) 機構集積推進事業

基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進

採択要件

- 1 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること。
- 2 受益面積が10ha以上であること。（中山間地域等は5ha以上）
- 3 農地中間管理権の設定期間が、事業計画決定の公告日から15年間以上あること。
- 4 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること。
- 5 事業対象農地の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上すること。

（細部要件については下記のとおり。）

①集積・集約化要件	②収益性要件（いずれか1件）	③追加要件（複数ある場合は、いずれか1件）
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加する	販売額20%以上向上	—
	生産コスト20%以上削減	米の生産コスト概ね9,600円/60kg以下
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加しない（※）	販売額20%以上向上	—
	生産コスト20%以上削減	米の生産コスト概ね9,600円/60kg以下
		生産額（主食用米除く）に占める高収益作物の割合が概ね8割以上、かつ高収益作物に係る作物生産額が概ね10%以上向上
		生産額（主食用米除く）に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ高収益作物の生産額が概ね50%以上増加

※集積・集約化率が既に概ね80%以上の地区は除く

負担割合

1 農業生産基盤整備事業、農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他 (推進費)	備 考
	農業生産基盤整備事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間地域に適用
	農業生産基盤整備附帯事業 営農環境整備事業	50 (55)	未定	未定	未定	()は中山間地域に適用

※推進費は国負担

2 農業経営高度化支援事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)指導事業	62.5	37.5	—	
	(2)調査・調整事業	62.5	18.75	18.75	
	(3)耕地利用高度化推進事業	62.5	未定	未定	

(2)については、市町村、改良区が事業実施主体、(3)については、市町村が事業実施主体

3 機構集積推進事業（推進費）

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	機構集積推進事業	12.5 (7.5)	—	—	()は中山間地域に適用

経営体育成基盤整備事業 <small>※この事業は、継続地区に係る経過措置を除き廃止</small>	事業主体 県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 ほ場整備班

目 的

地域農業の展開方向及び生産基盤の整備状況等を勘案し、経営体の育成を図りながら、所要の生産基盤と生活環境の整備を柔軟かつ弾力的に実施することにより、高生産性農業の展開が見込まれる大規模水田地域の整備の着実な推進や優良農地の将来にわたる適切な維持・保全及び経営体の確保を図り、もって、食料自給率の向上や農業の多面的機能の十分な発揮、農業の持続的な発展等に資するもの。

事業の統合・再編

従来の担い手への農地利用集積を要件とした事業を経営体育成基盤整備事業に一本化し、①担い手への農地利用集積、②面的集積の推進、③農業生産法人等の育成など、地域の目指す方向に即して事業の使い分けが出来るよう「型」として設定した。

従来) 経営体育成基盤整備事業	→	再編後) ①一般型
農地集積加速化基盤整備事業	→	②面的集積型
農業生産法人等育成緊急整備事業	→	③農業生産法人等育成型

事業の内容

	一般型	面的集積型	農業生産法人等育成型
(ハード事業)	次に掲げるア～オの事業のうち2以上の事業を実施		
農業生産基盤整備事業	ア 区画整理 (アは単独でも可)	イ 暗渠排水 (ア、イは単独でも可)	ウ 農業用排水施設 エ 客土 オ 農道
(ソフト事業)	①高度土地利用調整事業(指導事業、調査・調整事業)		
農業経営高度化支援事業	②高度経営体集積促進事業 ③特定高度経営体集積促進事業	④高度経営体面的集積促進事業	⑤農業生産法人等農地集積促進事業
	⑥耕地利用高度化推進事業(事業実施後の簡易な整備)		
(その他)	農業生産基盤整備附帯事業、農村生活環境基盤整備事業、特認事業		

採 択 要 件

	一般型	面的集積型	農業生産法人等育成型
	旧経営体育成基盤整備事業	旧農地集積加速化基盤整備事業	旧農業生産法人等育成緊急整備事業
受益面積	・20ha以上	・20ha以上 (ただし、合計60ha以上の営農上のまとまりある区域内であれば、20haがまとまってなくとも可)	・20ha以上

国庫補助率

	一般型	面的集積型	農業生産法人等育成型
() は中山間地	50% (55%)	50% (55%)	50% (55%)

経営体育成促進事業	事業主体 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 農業を営む者	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 ほ場整備班

目的

農地整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するため、当該農家負担金について、日本政策金融公庫等が土地改良区等に対し、農業基盤整備資金の貸付けと併せて無利子資金の貸付けを行うことで、対象事業に係る農家負担金の軽減も図る。

事業の内容

日本政策金融公庫等が土地改良区等に対し農業基盤整備資金の貸付けと併せて対象事業の年度事業費の10%以内（農家負担金が12%以下の場合は負担金の5/6以内）に相当する額の無利子資金の貸付けを行う。

採択要件

対象事業

- 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(令和3年1月28日付け2農振第2609号農林水産事務次官依命通知)第2の1に規定する農地整備事業。
- 農村地域復興再生基盤総合整備実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2168号農林水産事務次官依命通知)第2の2に規定する農地整備事業。
- 農山漁村地域整備交付金実施要綱(令和2年3月31日付け元農振第2686号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(2)の①のアの(ア)に規定する農地整備事業。

農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（一般型））

事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実に見込まれること。

- ・対象事業実施地区において、認定農業者数が対象事業採択時に比べ30%以上増加すること。
- ・担い手による農地利用率が一定以上増加すること。
 - 事業採択時20%未満 → 事業完了時 30%以上
 - 事業採択時20～50% → 事業完了時 10ポイント以上増加
 - 事業採択時50～55% → 事業完了時 60%以上
 - 事業採択時55～90% → 事業完了時 5ポイント以上増加
 - 事業採択時90～95% → 事業完了時 95%以上
 - 事業採択時95%以上 → 事業完了時 担い手への集積が図られること

農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型））

事業完了時において担い手による農地利用面的集積率が一定以上増加すること。

- 事業採択時13%未満 → 事業完了時 20%以上
- 事業採択時13～35% → 事業完了時 7ポイント以上増加
- 事業採択時35～38.5% → 事業完了時 42%以上
- 事業採択時38.5～63% → 事業完了時 3.5ポイント以上増加
- 事業採択時63～66.5% → 事業完了時 66.5%以上
- 事業採択時66.5%以上 → 事業完了時 担い手への面的集積が図られること